

# 「10年後の地域農業の設計図」=地域計画 を作りましょう！

## ～農地を次世代に引き継ぐために～

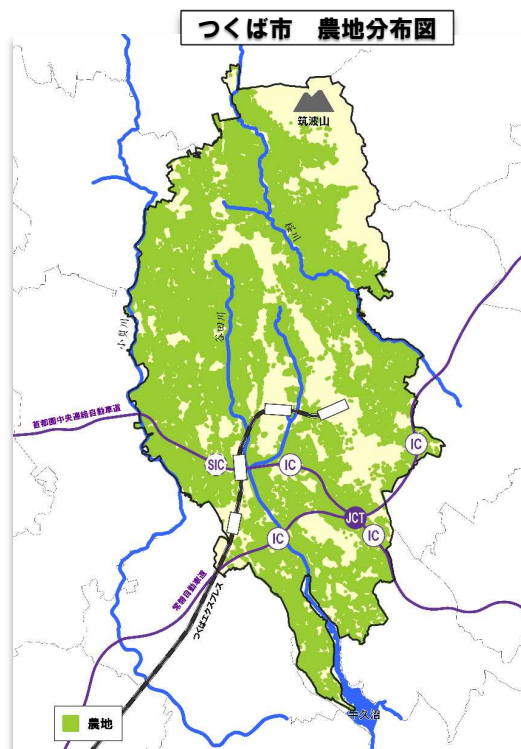
### 地域計画の策定が義務化

令和5年4月の農業経営基盤強化促進法改正により、全国的に取り組む必要があります。

地域計画では、10年後の利用者を話し合いにより決定した**目標地図**を作成します。

### 【注意】

来年度以降、補助事業や融資等の支援措置や、農地中間管理事業を利用するには、「地域内の農業を担う者」として地域計画に位置付けされていることが必要となる見込みです。

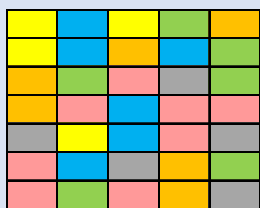


つくば市では、市内を28地域(裏面参照)に分けて、各地域に農業の担い手を定めています。

この担い手に認定農業者などを加えた話し合いをもとに、右記の手順で地域計画を作成していきます。

### 目標地図作成イメージ

現状



作成後



- ・耕作する農業者を色分けしています。(グレーは休耕地あるいは耕作放棄地)
- ・点在した農地を集約して、効率的な営農ができるようにすることを目指します。
- ・条件が悪い農地は、保全管理する農地とすることができます。

① 地域座談会(協議の場)  
農業の担い手へ素案(目標地図)を提示  
(意見をヒアリング)



②協議の場の結果を取りまとめ・公表



③市で地域計画(目標地図を含む)の案を作成



④地域計画の案の説明会の実施



⑤地域計画の案の公告(縦覧2週間)



⑥地域計画の策定・公告  
※策定した後も、順次見直しを進めていきます。

### 《問合せ先》

つくば市経済部農業政策課

TEL: 029-883-1111 (代表)